

信託契約お申込みの前に… ～申込書を記入する前に必ずご確認ください～

(音楽出版者)

このパンフレットでは、著作権信託契約約款（以下、約款）に基づく重要事項をご説明いたします。

大切な財産をお預かりする契約になります。必ず「著作権信託契約約款」をお読みいただいたうえで、□にチェックを入れながらご確認ください。チェックが入らないご不明な点その他ご質問等ございましたら、会務部までお気軽にお問合せください。

1.すべての著作権がJASRACに移転します（約款第3・11条、経過措置1・3）

- 自社が有する著作権及び将来取得する全ての著作権が**JASRAC**に移転します。
（作品単位で著作権を信託することはできません）
- 自社または関連会社が自社の作品を演奏したり、**CD**を発売する場合であっても、**JASRAC**への利用申請と使用料の支払が必要です。
- 信託契約締結後に著作権を譲渡することはできません。
- 一定の使用につき、あらかじめ承諾を得て**JASRAC**の管理を留保・制限することができます。

2.JASRACへの管理委託範囲を選択できます（約款第4・5・6条）

- 約款の別表に掲げられた区分に従い、一部の著作権を管理委託範囲から除外することができます。
（除外した著作権は、自己管理したり、他の著作権管理団体に管理を委託することができます。）
- 作品単位で管理委託範囲を選択することはできません。
- 音楽出版者は、「事業部」を設置することにより、管理委託範囲の異なる複数の信託契約を締結することができます。
- 12月31日**までに書面によってお申し出いただくことにより、翌年**4月1日**から管理委託範囲を変更することができます。

3.著作権の保証義務があります（約款第7条）

- JASRAC**に信託する著作権は、自社で著作権を有し、かつ他人の著作権を侵害していないものでなければなりません。

4.信託契約は解除できます。また解除されることがあります

(約款第21～26条)

- 12月31日**までに書面によってお申し出いただくことにより、翌年**3月31日**をもって信託契約を解除することができます。
- 著作権を二重譲渡したり、保証義務に違反した場合など約款に定める義務が履行されない場合、**JASRAC**から信託契約を解除することができます。
- 前項の解除事由に該当しない場合であっても、破産手続開始の決定を受けたり解散した場合、また**JASRAC**からの通知が**3回**以上送達されず所在が判明しない場合（所在不明）、**JASRAC**との信託は終了することとなります。
この場合は、著作権は著作者に帰属するほか、所在不明により送金が保留された使用料がある場合は、著作者に直接分配する方法で清算されます。

5.次の場合には書面での届けが必要で

(約款第27・33条)

- 新たに著作権の譲渡を受けたときには… ⇒「作品届」のご提出が必要です
- 住所、送金先口座、登録印鑑などを変更したとき、法人が合併、会社分割、解散したり組織、名称、代表者を変更したときには…
⇒所定書類のご提出が必要です

以上

全ての□にチェックが入りましたでしょうか。

ご不明な点、その他ご質問等ございましたら、会務部までお気軽にお問合せください。

お問い合わせは… **JASRAC 会務部**

電話：03-3481-2143

fax：03-3481-2153

mail：kaimu@pop02.jasrac.or.jp

